

社会保障・税番号要綱における個人情報保護関連規定と既存法における規定の比較

	利用目的の 制限・明示	告知要求 制限	データベース 作成禁止	守秘義務・ 第三者 提供の制限	閲覧、複製及 び保管の制限	安全管理措置
社会保障・税番号要綱 ^(注1)	○	○	○ ^(注2)	○ ^(注4)	○ ^(注5)	○ ^(注4)
住民基本台帳法 (住民票コード関連)	○	○	○ ^(注3)	○	×	○
行政機関個人情報保護法	○	—	×	○	×	○
個人情報保護法	○	—	×	○	×	○

(注1) 当該規定は、「番号」自体についても適用される。

(注2) 行政機関等の職員に対し、職務の用以外に供する目的で「番号」が記録されたデータベースを作成することを禁止。また、法令に基づき「業務」を取り扱う者以外の者については何人も業として「番号」の記録されたデータベースを作成することを禁止。

(注3) 市町村等の法律に規定する事務を行う者以外については何人も業として住民票コードの記録されたデータベースを作成することを禁止。

(注4) 再委託等による委託を受けた者についても適用される。

(注5) 行政機関等の保有する「番号」に係る個人情報の場合。業務により「番号」を知り得た事業者又は従業者等については、当該「番号」の記録・保管を禁止。